【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年6月23日

【会社名】 和興エンジニアリング株式会社

【英訳名】WAKO ENGINEERING CORP.【代表者の役職氏名】代表取締役社長 矢澤 久司【最高財務責任者の役職氏名】該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都大田区平和島四丁目 1番23号

【縦覧に供する場所】 和興エンジニアリング株式会社 神奈川支店

(神奈川県横浜市西区北幸二丁目 9番23号) 和興エンジニアリング株式会社 千葉支店

(千葉県八千代市吉橋1081番地2)

和興エンジニアリング株式会社 茨城支店 (茨城県水戸市西原二丁目13番13号) 和興エンジニアリング株式会社 栃木支店 (栃木県大田原市下石上1392番1号) 和興エンジニアリング株式会社 九州支店 (福岡県福岡市南区玉川町7番8号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

(注) 上記のうち、茨城、栃木、九州の各支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長矢澤久司は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成23年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。なお、決算・財務報告作成に係るプロセスはそれ自体が財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼすことから、全社的観点ないし個別の業務プロセスの観点から評価対象としました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社全てを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高(連結会社間取引消去後)の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2/3に達している4事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、完成工事高、完成工事未収入金、未成工事支出金及び材料貯蔵品に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 和興エンジニアリング株式会社(E00124) 内部統制報告書